

必ずお読みください！

注 意 書

令和7年4月1日から、沖縄支部、名護支部、平良支部及び石垣支部の不動産等競売事件は那覇地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。

これに伴い、本件は支部から那覇地方裁判所本庁に回付され、那覇地方裁判所本庁において売却を実施しております。

入札にあたっては、公告書に表示された事件番号（番号が5桁のもの）を記載した入札書を那覇地方裁判所本庁の執行官室に提出してください。また、入札保証金は那覇地方裁判所本庁あての振込依頼書（振込先が「ナハチサイ」となっているもの）を利用し、那覇地方裁判所本庁あてに振り込んでください。

なお、誤って入札保証金を支部に振り込んだ場合は無効となり、那覇地方裁判所本庁に対して入札終了日までに別途振り込む必要がありますので、ご注意ください。

※誤って振り込まれた入札保証金の還付には数週間を要する場合があります。

【入札に関する問い合わせ】 那覇地方裁判所本庁 執行官室

電話番号 098-833-1422（直通）

【上記以外の問い合わせ】 那覇地方裁判所本庁 不動産執行係

電話番号 098-918-3328（直通）

令和2年4月1日以降に売却実施処分がされた
不動産競売事件から、入札のルールが変わります

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供等を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に入札書ごとに下記の各書面を提出する必要があります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

- ※入札時に提出がないと入札が無効となります (追完不可)。
- ※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

- ※入札時に提出がないと入札が無効となります (追完不可)。
- ※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

- ※有効期限内のものを提出してください。

※ (入札書等の請求及び入札方法に関する問合せ先)

那覇地方裁判所 執行官室 ☎098-833-1422 (直通)

期間入札の公告

令和 8年 6月 9日

那覇地方裁判所

裁判所書記官 國 吉 克 弥

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 29日 午前 9時00分から 令和 8年 8月 5日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 8月 12日 午前 9時30分 場 所 那覇地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 9月 30日 午前 9時45分 場 所 那覇地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

☆2 所 在 国頭郡大宜味村字津波津波山
地 番 1971番273
地 目 山林
地 積 13601平方メートル
(現況)
地 目 一部畑一部山林



物件明細書

令和 6年 8月15日

那覇地方裁判所名護支部

裁判所書記官 嘉 数 達 也

1 不動産の表示

【物件番号2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

南の山林部分は境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

2 所 在 国頭郡大宜味村字津波津波山
地 番 1971番273
地 目 山林
地 積 13601平方メートル
(現況)
地 目 一部畑一部山林



令和 5年(ケ)第 25 号
令和 6年 2月26日受理
令和 6年 4月 18日提出

現況調査報告書

(物件2)

那覇地方裁判所名護支部
執行官 新田 浩史

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|---------------|
| 1 | 所 | 在 | 国頭郡大宜味村字津波津波山 |
| | 地 | 番 | 1971番272 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 7755平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 国頭郡大宜味村字津波津波山 |
| | 地 | 番 | 1971番273 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 13601平方メートル |

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<input checked="" type="checkbox"/> 所有者	本件土地の一部を開墾して私が耕作し、その余の部分は山林のままにしています。 山林部分にお墓などの構築物はないと思います。
<input type="checkbox"/> ()	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

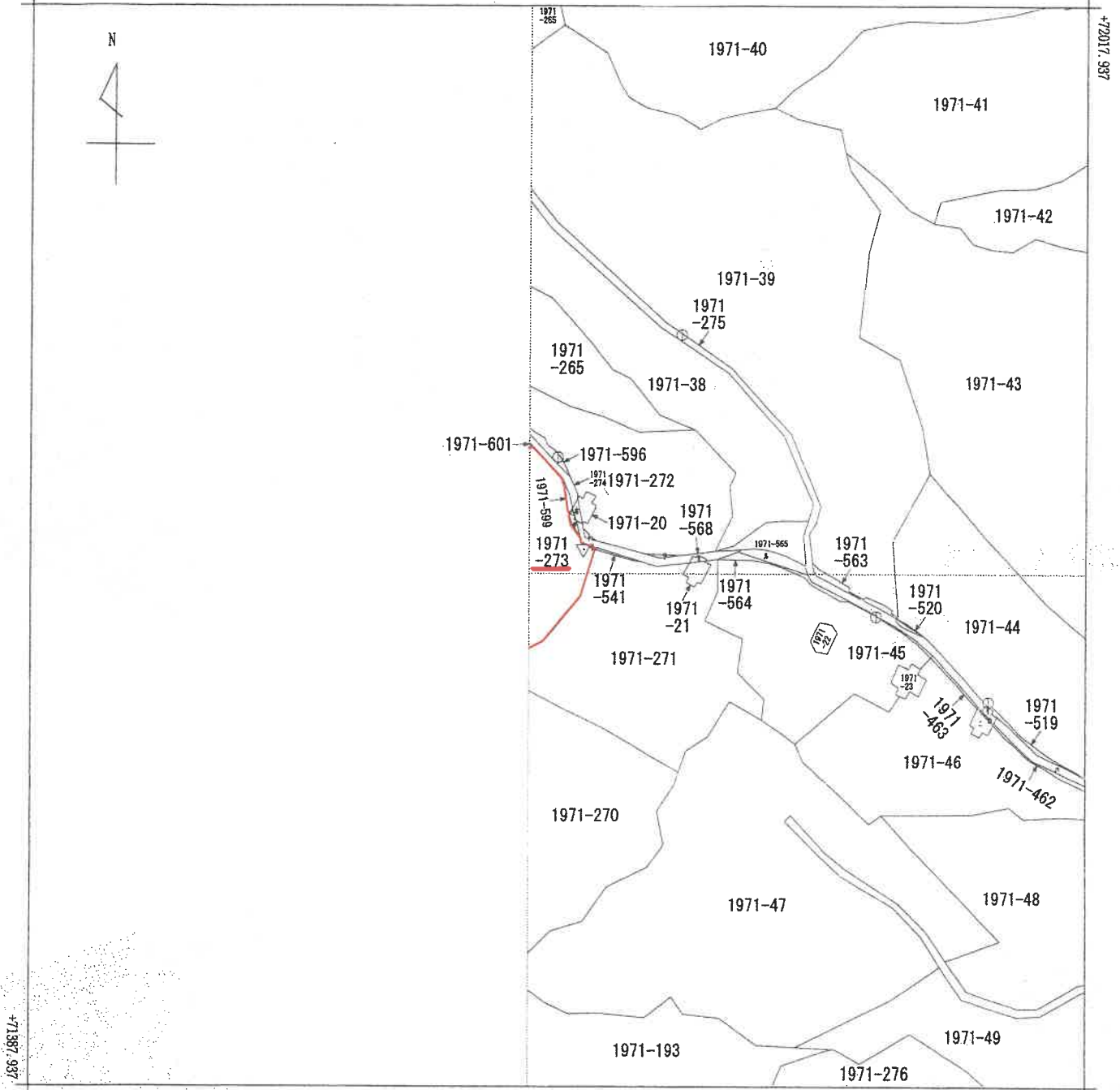
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年 2月26日 10:00-10:10	執行官室	大宜味村農業委員会に農地照会書作成・送付
6年 3月 6日 8:30- 8:40	那覇地方法務局	謄本等入手
6年 3月11日 10:20-11:00 11:20-11:30	物件所在地 所有者宅	物件特定, 写真撮影, 立入調査 所有者と面談
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件 2 土地

イ 1971-130 ハ 1971-53 ホ 1971-134 ト 1971-597 リ 1971-602 ル 1971-566 レ 1971-598
 0 1971-517 ニ 1971-24 ヘ 1971-135 チ 1971-600 ヌ 1971-136 ヲ 1971-183 ヱ 1971-183

値種別：図上測定) +60147.336



地番
区域見出
字津波

請求部	所在	国頭郡大宜味村字津波津波山				地番				
出縮	1/2500	精度区	乙二	座標系又は記号	X V	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和42年3月				備付年月日(原図)	昭和47年5月15日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
 (那覇地方法務局名護支局管轄)
 令和5年12月13日
 那覇地方法務局

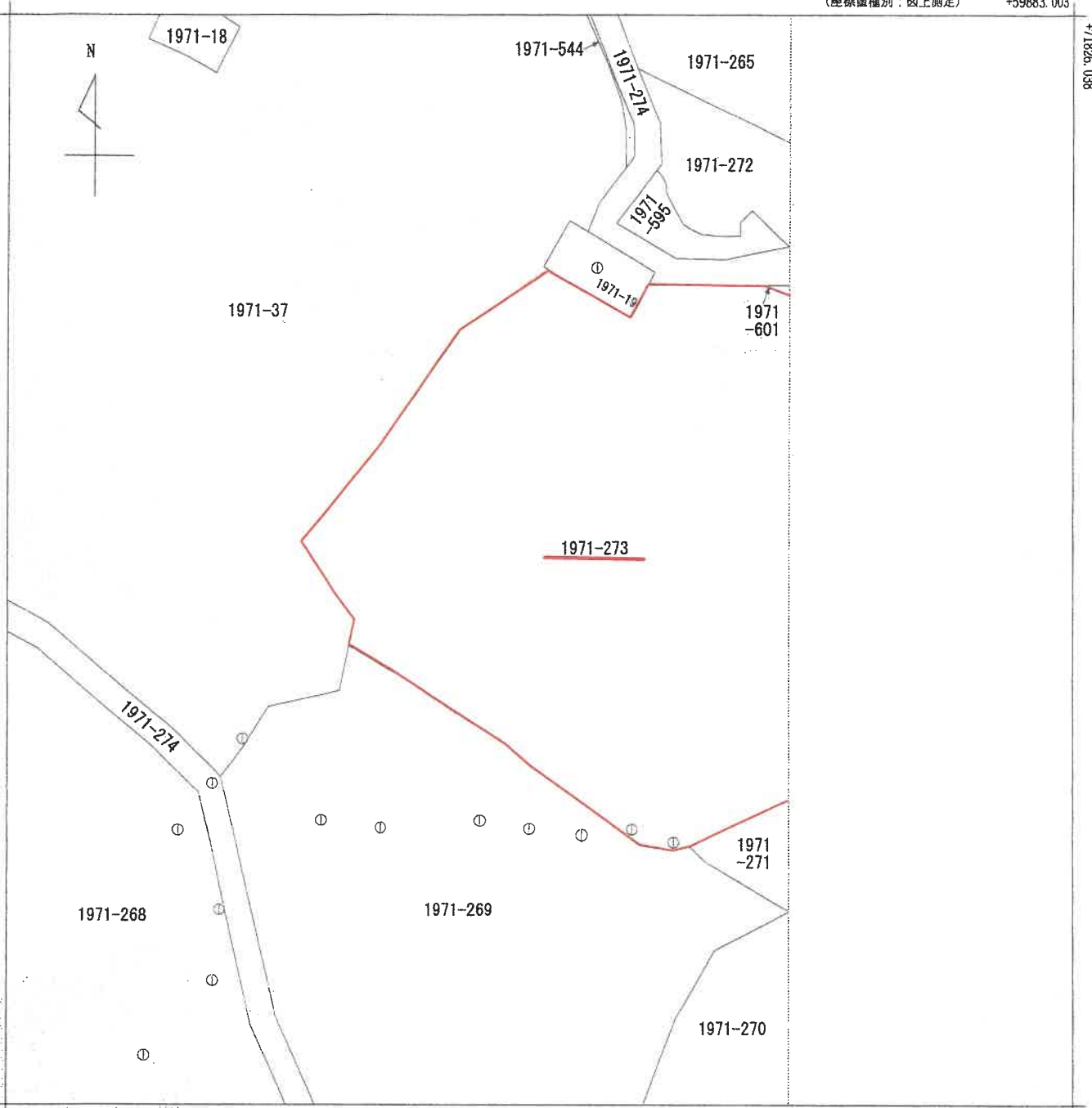
請求番号：22-1
 (1/3)

この地図はA3サイズをA4サイズへ縮小しています。

(5枚目)

物件2土地

(座標値種別：図上測定) +59883.003



+59633.003 (座標値種別：図上測定)

地番区域見出	字津波
--------	-----

請求部分	所在	国頭郡大宜味村字津波津波山				地番			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系又は番号は記号	X V	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和42年3月			備付年月日(原図)	昭和47年5月15日		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(那覇地方務局名護支局管轄)

令和5年12月13日

那覇地方務局

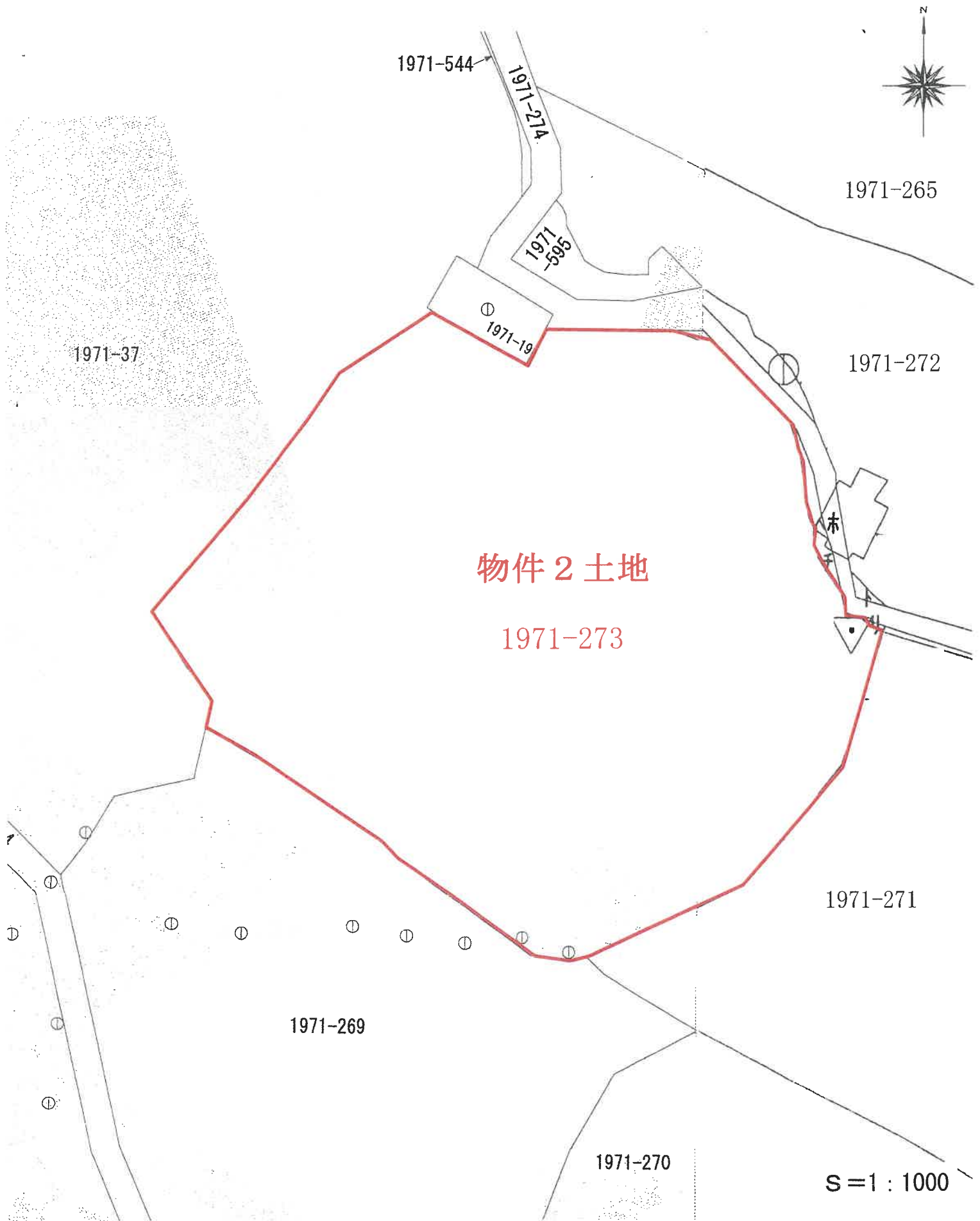
請求番号：22-1

(3/3)

この地図はA3サイズをA4サイズへ縮小しています。

(6枚目)

地図写し



この地図は2枚を同じ縮尺にして結合しています。

(7枚目)

物件2 土地

登記年月日：平成12年3月24日

306188

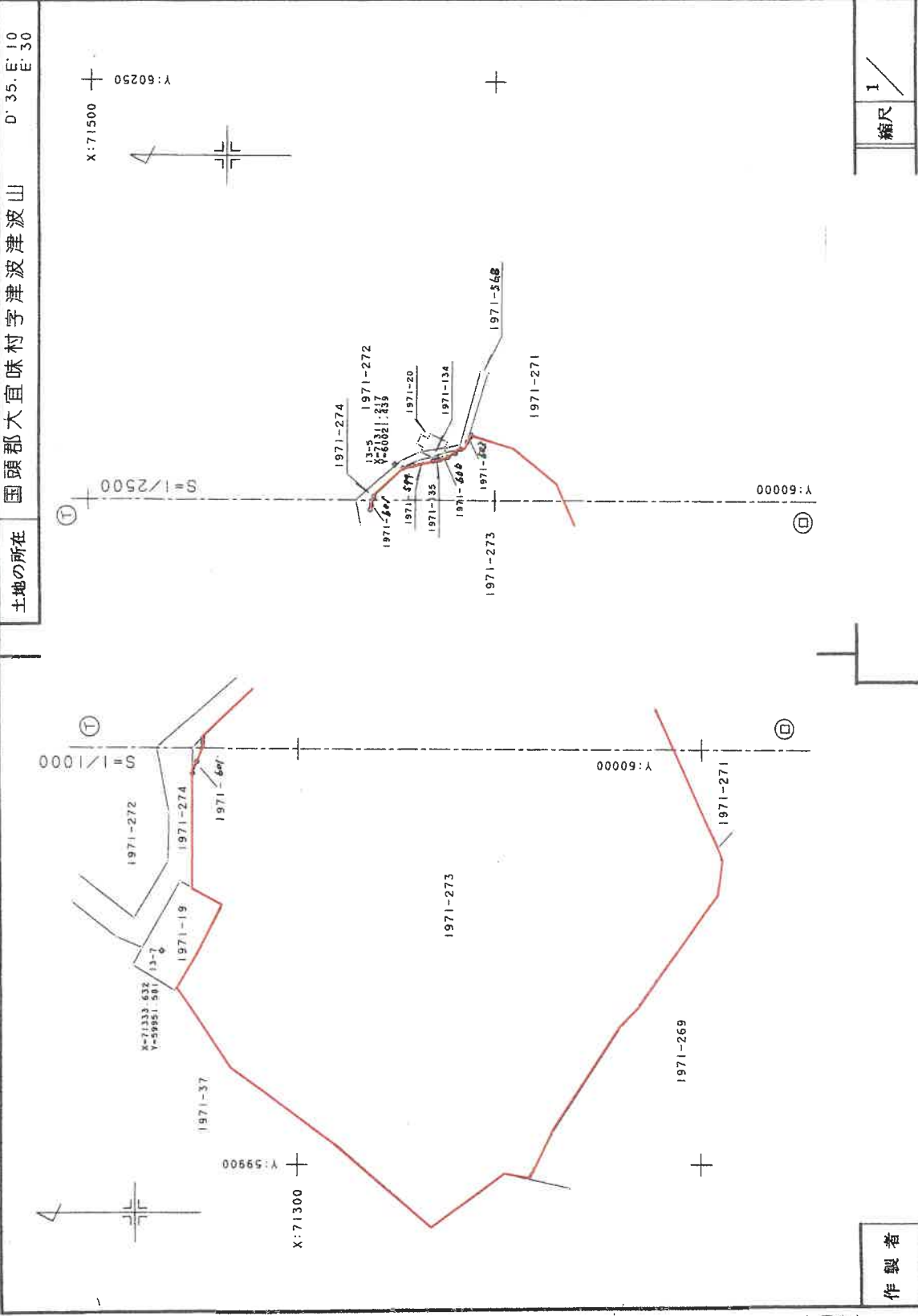
前1971-273 後・新

H.12.3.24

地積測量図

土地の所在 国頭郡大宜味村字津波津波山 D'35.E'10 E'30

地番	1971-273 1971-274 1971-275
土地の所在	国頭郡大宜味村字津波津波山



作製者

縮尺 1/

(日加納)

(日加納)

この図面はA3サイズをA4サイズへ縮小しています。

(8枚目)

2/2

前 地番 1971-573 1971-600
1971-577 1971-605
1971-591 1971-605

地積測量図

土地の所在 国頭郡大宜味村字津波津波山

306189

登記年月日：平成12年3月24日

三斜求積表

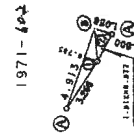
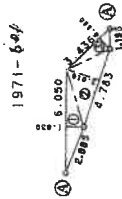
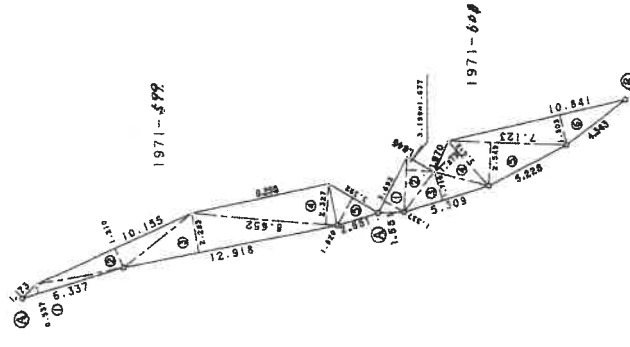
地番	1971-577	地積	1971-600	地積
NO.	1	3.692	1.337	4.936204
	2	3.199	1.677	5.364723
	3	5.309	1.715	9.104935
	4	3.612	1.815	6.555780
	5	7.123	2.549	18.156527
	6	10.841	1.803	19.545323
			地積	63.664492
			地積	31.8322460
			地積	31.83

地番	1971-600	地積	1971-600	地積
NO.	1	6.337	0.537	3.402969
	2	10.155	1.210	12.287550
	3	12.918	2.293	29.620974
	4	8.652	2.327	20.133204
	5	3.392	1.820	6.173440
			地積	71.618137
			地積	35.8090665
			地積	35.80

地番	1971-600	地積	1971-600	地積
NO.	1	6.050	1.030	6.231500
	2	4.783	2.010	9.613830
	3	3.436	0.880	3.023680
			地積	18.869010
			地積	9.4345050
			地積	9.43

地番	1971-600	地積	1971-600	地積
NO.	1	4.913	0.785	3.856705
	2	1.912	0.977	1.868024
			地積	5.724729
			地積	2.8623645
			地積	2.86

地番	1971-273	地積	1971-273	地積
公積	13681	79.9381840	13601.0618160	13601.06



筆界	境界標の種類
④	コンクリート柱
⑧	鉄

S=1/300

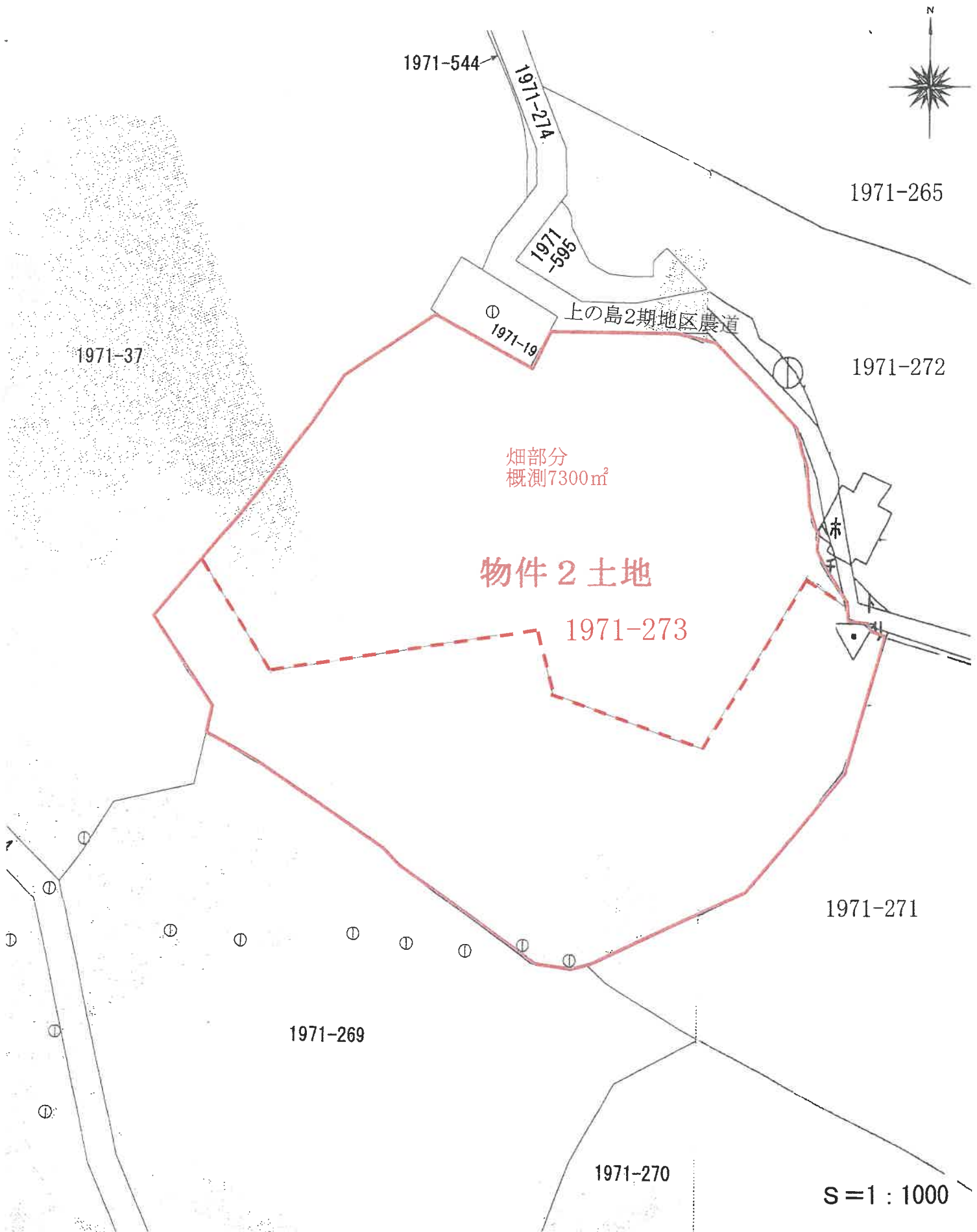
縮尺 1/

申請人

作製者

(日 加 納)

土地位置関係図



農道の状況



1

畑部分の状況



2

畑部分の状況



3

同上



4

副本

令和 5 年 (ケ) 第 25 号
令和 6 年 3 月 11 日 調 査
令和 6 年 4 月 9 日 評 価

那覇地方裁判所 名護支部 御中

評 価 書
(物件2)

評価人 不動産鑑定士

大城 直哉 印

第1 評価額

物件番号	評価額
物件2（土地）	金 3,930,000 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
2	所 在 地 番 地 目 地 積	国頭郡大宜味村字津波津波山 1971番273 山林 13601 m ²	「特記事項」 欄参照
物件 番号	特 記 事 項		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・現況は畑のほか、一部が山林である。 ・数量について、地勢や雑草、雑木の繁茂により一部で立ち入りが困難であるが、法務局に備え付けている地図（不動産登記法第14条第1項）等と現地における状況が概ね一致するので、登記地積を採用して評価した。 ・大宜味村農業委員会からの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果」によると、農地法による現況地目は農地である。 		

第4 目的物件の位置・環境等

対象土地の概況及び利用状況

位置・交通 (道路距離)	最寄バス停「第一津波」の南東方, 約3.7km 津波集落(津波公民館付近)の南東方, 約4.3km	
付近の状況	大宜味村の南西部, 大宜味村役場の南方約6.5km(直線距離), 標高約150mの尾根付近に位置し, 雑木や雑草が繁茂した山林・原野が多く, 概ね平坦地や緩傾斜地では畑等の利用も見られる。 道路は幅員約4mの舗装された「島の上2期地区農道」を中心に里道が分岐する。なお, 地域環境等が大きく変化する要因等はなく, 今後もほぼ現状のまま推移するものと予測される。	
主な公法上の規則等 (道路の幅員等の個別的な規則を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 農振法 森林法 自然公園法	都市計画区域外 — 農用地区域内 森林区域内 —
接面道路の状況	北東側 : 幅員 約4m 上記農道に接面	
画地条件	地積 : 13601 m ² 形状 : 概ね整形地 間口 : 約125m 奥行 : 約120m	
土地の利用状況等	・北側で概測7,300m ² が上下段に分けられた畑(通路, 土手を含む)として耕作されているほか, 残りは山林である。なお, 地図上の等高線によると上記農道から上段の畑まで約20mの高低差を有し, さらに上段の畑から下段の畑まで約10mの高低差を有する。 ・詳細については「現況調査報告書」並びに「土地位置関係図」記載の通り。	
供給処理施設	灌漑施設 : なし	
自然的条件	地勢 : 標高は約120~約150m、山林部分は概ね西向き傾斜地。 日照 : 普通 土壌の状態 : 普通	
特記事項	・現地調査及び官公署における公表資料を調査した範囲では, 土壌汚染をうかがわせる事実認められない。 ・大宜味村教育委員会への照会では, 周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれていない。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別 格 差 イ	地 積 (m ²) ウ	土地価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	595	0.77	13601	6,231,000

ア 標準画地価格：地勢や農地の割合を鑑み、農地として評価する事が相当と判断し、農地標準地「大宜味」の農地標準価格を規準として査定した。

$$\begin{array}{cccccc} \text{農地標準価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 750\text{円/m}^2 & \times \frac{104.8}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{132} & \div & 595\text{円/m}^2 \end{array}$$

* 時 点 修 正：農地標準価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

* 標 準 化 補 正：補正の必要はない。

* 地 域 格 差：交通・接近条件 自然的条件 宅地化条件 行政的条件
1.10 × 1.20 × 1.00 × 1.00 ÷ 1.32

イ 個 別 格 差：耕うんの難易 その他
0.90 × 0.85 ÷ 0.77
*一部山林

ウ 地 積：登記地積を採用した。

2. 評価額の判定

前記より求めた価格に競売市場修正等を施し、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	土地価格 (円) ア(1エ)	占有減価修正 イ	市場性修正 ウ	競売市場修正 エ	評 価 額 (円) ア×イ×ウ×エ
2	6,231,000	1.00	0.90	0.70	3,930,000

イ 占有減価修正：必要はない。

ウ 市場性修正：農地特有の制度上の制約を勘案した。

エ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

農地標準価格 「大宜味」

所 在：国頭郡大宜味村字喜如嘉石保川原地内

価 格：750円/m²

位 置：喜如嘉集落の東方約100m

価 格 時 点：令和 2年4月1日

地 積：1,017m²

接 面 街 路：6m農道

用 途 指 定 等：都市計画区域外

地 域 の 概 要：土地改良後の一団の農地地域

第7 付属資料の表示

- 1 位置図
- 2 地図（写し）
- 3 地積測量図（写し）
- 4 土地位置関係図
- 5 現況写真

（B I T用は位置図のみ添付。その他は現況調査報告書を参照。）

以 上

位置図

